

# 東郷町子ども条例逐条解説

～子どもが健やかに  
成長することのできる  
まちを目指して～



平成26年4月  
愛知県東郷町

## 東郷町子ども条例 目次

前文	2
<b>第1章 総則（第1条―第3条）</b>	<b>3</b>
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 基本理念	
<b>第2章 子どもの大切な権利と役割（第4条―第8条）</b>	<b>6</b>
第4条 健やかに成長し、安心して生きる権利	
第5条 自分らしく育ち、学ぶ権利	
第6条 自分の考えを表現する権利	
第7条 参加する権利	
第8条 子どもの役割	
<b>第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第9条―第13条）</b>	<b>13</b>
第9条 大人の共通の責務	
第10条 保護者の責務	
第11条 育ち学ぶ施設の関係者の責務	
第12条 事業者の責務	
第13条 町の責務	
<b>第4章 子どもが健やかに成長することのできるまちづくり（第14条―第21条）</b>	<b>18</b>
第14条 子どもの権利の侵害からの救済	
第15条 虐待等に対する取組	
第16条 子育て家庭への支援	
第17条 子どもの安全安心を守る取組	
第18条 子どものための居場所づくり	
第19条 子どもの意見表明の促進	
第20条 子どもの権利を考える月間	
第21条 施策の検証及び見直し	
<b>第5章 雑則（第22条）</b>	<b>26</b>
第22条 委任	

## 前文

すべての子どもは、一人の人として尊重されるとともに、地域社会の一員としてかけがえのない大切な存在です。このまちで子どもたちが健やかに成長し、まちの未来をつくっていくことは、わたしたちの願いです。

子どもは、生まれる前から家族や地域の人たちから愛され、大切にされて生まれ、地域社会全体で温かく見守られながら、心身ともに健やかに育てられなければなりません。子どもは、まだ一人では生きていけず、親や友達、地域の人たち、先生たちの支えがあってこそ幸せに暮らし、成長することができます。

大人に権利があるのと同じように、子どもにも権利があります。子どもの権利は、子どもが一人の人として育ち、学び、生きていく上で大切な権利として保障されなければなりません。子どもの権利を保障することは、子どもたちの幸せの条件です。

大人は、子どもの権利を大切にし、子どもが夢や希望を持って幸せに生きていくことができるよう、子どもとともに考え、支えていく責任があります。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

わたしたちは、こうした考えのもと、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、ここに東郷町子ども条例を定めます。

### 【解説】

- 前文は、条例制定の趣旨を明らかにするために設けられるものであり、個別の条文規定の解釈の指針となるものです。
- 第一段落では、地域住民全体のわたしたちの願いを述べています。
- 第二段落では、子どもが地域社会全体で温かく見守られながら育てられること、また、子どもがまだ一人では生きていけないことを述べています。大人も一人では生きていけないという考え方もありますが、ここでいう「まだ一人では生きていけない」とは、「まだ独り立ちしていない」という趣旨です。また、義務教育終了後に働いている子どももいますが、経済的に自立していても、地域社会全体で支えていく存在といえます。  
なお、この段落の後段は、子どもの権利に関するワークショップにおいて、参加者である中学生から寄せられた声です。
- 第三段落では、子どもの権利が、育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されなければならないことを述べています。
- 第四段落では、大人は、子どもとともに考え、支えていく責任があり、それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていくことを述べています。
- 最後に、前文の規定を踏まえて、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、この条例を定めることを表明しています。

## 第1章 総則

---

### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念を基本として、子どもの権利を明らかにするとともに、地域社会全体で子どもを支えるための責務を定めることにより、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現することを目的とします。

### 【解説】

- 東郷町子ども条例の解釈・運用の指針となる制定目的を定めています。
- この条例が子どもの権利を保障する際の基本的な理念としているものは、児童の権利に関する条約です。この条約は、子どもの権利に関して、世界中の条約締結国で法的拘束力をもつ取り決めです。
- 東郷町子ども条例を制定する目的は、「子どもが健やかに成長することができるまちの実現」です。そのために子どもの権利を明らかにするとともに、関係者や地域の責務を定めて、子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指します。
- なお、本条例の主な目的は、子どもが健やかに成長していく上での大切な権利や子どもを支えるための大人の責務を定めることですが、この他にも、他の人の権利を尊重することなどの子どもの役割や子どもを支援するための基本的取組を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 地域住民 町内に住む人、町内で学ぶ人、町内で働く人、町内で活動する人、町内で事業を行う人（以下「事業者」といいます。）及び町内で活動する団体をいいます。
- (2) 子ども 地域住民のうち18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (3) 大人 地域住民のうち子ども以外の人をいいます。
- (4) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいいます。
- (5) 育ち学ぶ施設の関係者 町内にある学校、幼稚園、保育所、児童館その他の子どもが育ち、学ぶことを目的とした施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。

【解説】

〈第1号関係〉

- 在住者、在学者、在勤者などのほか、事業者や各種団体をいいます。

〈第2号関係〉

- 児童の権利に関する条約や児童福祉法との整合性を考慮し、原則として18歳未満の人としています。
- 「これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人」とは、18歳又は19歳の人で、高等学校に在学している人や児童福祉施設に入所している人、必要に応じて拡大的に認める必要がある人を想定しています。

〈第3号関係〉

- 地域住民のうち子ども以外の人を「大人」としています。
- 大人には、保護者や育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域の人たちのほか、少年野球や少年サッカーなどのクラブチーム、ボーイスカウト、各種少年少女サークルの指導者なども含まれます。

〈第4号関係〉

- 「親に代わって子どもを養育する人」とは、里親や親権代行者がこれに該当し、例として、親自身が未成年者であり親権者になれない場合の祖父母や親戚の者、また、親がいない場合の児童福祉施設の長をいいます。

〈第5号関係〉

- 「学校」とは、学校教育法に基づく施設で小学校、中学校、高等学校などをいいます。
- 「その他の子どもが学び、育つことを目的とした施設」とは、公民館や図書館など子どもが育ち学ぶためのあらゆる施設をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに成長することのできるまちの実現は、次の基本理念に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって何が一番大切かを考えること。
- (2) 子ども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にすること。
- (3) 子どもの年齢や発達段階に配慮すること。
- (4) 子どもと大人の相互理解を基本に、地域社会全体で取り組むこと。

【解説】

〈第1号関係〉

- 子どもと関わるときには、「子どもの幸せや子どもにとって何が一番大切か」ということを第一に考えなければなりません。このことは、この条例における最も重要な基本原則となります。

〈第2号関係〉

- 子どもが生きる喜びを実感できるよう、子ども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にすることとしています。

〈第3号関係〉

- 大人が、子どもの年齢や発達段階の状況に応じた助言や支援をすることも必要であることとしています。

〈第4号関係〉

- 子どもが地域社会全体で守られ、育てられるものであることを念頭に、子どもと大人がお互いに理解し合うことを基本とし、子どもが健やかに成長することのできるまちの実現に向けて取り組むこととしています。

## 第2章 子どもの大切な権利と役割

前文にもあるように、この章で定める子どもの権利は、子どもが一人の人間として育ち、学び、生きていく上で大切な権利として、保障されなければなりません。

(健やかに成長し、安心して生きる権利)

第4条 子どもが健やかに成長し、安心して生きるために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られること。
- (2) 家族や地域住民から愛され、大切にされて生まれること。
- (3) 愛情をもって心身ともに健やかに育てられること。
- (4) 誰からも幸せを奪われないこと。
- (5) 年齢や発達段階にふさわしい環境のもとで生活すること。
- (6) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (7) あらゆる虐待、暴力、体罰、いじめや犯罪から守られること。
- (8) あらゆる差別を受けないこと。

### 【解説】

- 子どもが健やかに成長するためには、単に生命が守られるだけではなく安全や健康、愛情などのあらゆる面に関してより良い環境が用意され、健やかに成長し、安心して生きる権利が保障されていることが大切です。
- これらは、町民アンケートや子どもの権利に関するワークショップで子どもたち自身が求める権利であり、子どもの成長過程を考えると必要不可欠な権利であると考え、8つの権利を定めています。

### 〈第1号関係〉

- 一人ひとりの尊い命が守られ、安心して暮らせることは、子どもの権利を尊重するすべての事柄の前提になるものと考えます。
- 主に、児童の権利に関する条約第6条〔生命への権利〕に対応しています。

### 〈第2号関係〉

- 生まれてからでなく、「生まれる前＝母親のお腹の中で生命を宿ったとき」から愛され、大切にされることも必要と考えます。
- 主に、同条約第6条〔生命への権利〕、第18条〔親の第一次養育責任〕に対応しています。

### 〈第3号関係〉

- 周囲の大人から愛情を受けて育てられることは、子どもの心の安定や豊かさが満たされ、子どもの心身の健やかな成長につながります。また、愛情を受けて育てられることで、子ども自身も、他の人に愛情をもって接することができ、他の人を思いやる心が育まれると考えます。
- 主に、同条約第6条〔生命への権利〕、第18条〔親の第一次養育責任〕に対応しています。

### 〈第4号関係〉

- 子どもにとっての幸せは守られなければならない、誰も奪うことはできません。
- 主に、同条約第36条〔他のあらゆる形態の搾取からの保護〕に対応しています。

#### 〈第5号関係〉

- 「年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活できる」ことは、日本国憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」から導かれるものであり、子どもにとっての生活環境をより高く求めるものです。
- まちの未来をつくっていく子どもが健やかに成長するためには、教育的・道徳的な側面も含めて年齢や発達段階にふさわしい環境が用意されなければならないという、より積極的な内容を示しています。
- 主に、同条約第27条〔生活水準への権利〕に対応しています。

#### 〈第6号関係〉

- 健康的な生活ができることや、病気やけがをしたときには、その回復に向けた適切な治療が受けられるよう配慮されることが大切です。
- 特に、明確な意思表示ができない乳幼児は、保護者による適切な健康管理が不可欠であり、命が守られることにもつながります。
- 主に、同条約第24条〔健康・医療への権利〕に対応しています。

#### 〈第7号関係〉

- 子どもの心に深い傷を与える重大な権利の侵害である虐待や暴力、体罰、いじめ、犯罪から精神的にも肉体的にも守られなければなりません。
- 虐待などは、子どもにとって日常最も身近な存在から受けることが多く、その後の子どもの成長に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、あらゆる虐待などから守られることを権利として明らかにしています。
- 主に、同条約第19条〔虐待・放任からの保護〕、第33条〔麻薬などからの保護〕、第34条〔性的搾取・性的虐待からの保護〕、第36条〔他のあらゆる形態の搾取からの保護〕に対応しています。

#### 〈第8号関係〉

- 子ども一人ひとりの尊厳が保たれながら育つことができるよう、子ども自身やその家族の国籍、民族、人種、性別、宗教、障がい、貧富の差などを理由として、差別を受けることがあってはなりません。
- 主に、同条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。

(自分らしく育ち、学ぶ権利)

第5条 子どもが自分らしく育ち、学ぶために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分らしく成長するために必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受け、自ら学びたいことを学ぶ機会が得られること。
- (3) 人への思いやりやふれあいの大切さを知ることができること。
- (4) 自然、文化、芸術、スポーツや社会体験を通じて、豊かな人間性を育む経験が得られること。
- (5) 年齢や発達段階に応じて、休息することや遊ぶことができること。
- (6) 心や体に障がいがあっても、個性や誇りが傷つけられないこと。

【解説】

- 第5条は、子どもが自分らしく生きるために保障される権利を、6つ掲げて、その権利の具体的な内容を定めています。
- 「自分らしく」とは、子ども一人ひとりが個人として尊重され、自分が自分であることを大切に生きていくということであって、他の人の権利を侵害してまでわがままを押し通すことを意味するものではありません。また、性別による固定的役割分担意識に基づくものではありません。

〈第1号関係〉

- 子どもが自ら考え、豊かに育つためには、自らの成長に必要なかつ有益な知識や情報を得ることが大切です。子どもは、自分の年齢や発達段階において、必要な知識や情報を得て、学ぶことで、成長に役立てることができます。また、有害な情報からは守られなければなりません。
- 主に、児童の権利に関する条約第13条〔表現・情報の自由〕、第17条〔情報へのアクセス〕、第28条〔教育への権利〕に対応しています。

〈第2号関係〉

- 子どもが自分らしく育ち、学ぶためには、学校などでの勉強だけではなく、自らの好奇心や探究心に従って知識や情報を得ることが含まれており、その機会が保障されます。
- 必要な教育と学習の機会が与えられることが、子どもの考える力を育み、自信を持って生きることにつながると考えます。
- 主に、同条約第28条〔教育への権利〕、第29条〔教育の目的〕に対応しています。

〈第3号関係〉

- 必要な知識や情報を得るだけではなく、人への思いやりやふれあいの大切さを知ることが、豊かな心を育むことや地域社会の中における人とのつながりの重要性を理解する上で大切な要素です。

〈第4号関係〉

- 様々な自然や文化、芸術、スポーツ、社会体験に触れ親しむことは、子どもの感性を磨き、心を豊かにする大切な要素です。子どもは、これらの多様な経験を積み重ねることで、豊かな人間性を養い、創造力や表現力を育むことができると考えます。

- 主に、同条約第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応していません。

#### 〈第5号関係〉

- 休息することや遊んだりすることは、健やかな成長にとって欠かせないことであり、子どもの年齢や発達段階に応じた適切な休息や遊びを考えることが大切です。
- 「遊ぶこと」は、年齢に適した遊びやレクリエーションなどを通して、多くのことを経験することができ、身体的・精神的・社会的に成長することのできる大切な権利です。
- なお、どんな遊びでもよいのではなく、豊かに育つ遊びを保障されるものです。子どもの年齢や発達段階に応じた適切な遊びを考えることが大切です。
- また、好きなだけ休息したり、遊んでよいということではありません。それらの自由な時間を必要なだけ得られることであり、怠惰な生活を助長するものではありません。
- 主に、同条約第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応していません。

#### 〈第6号関係〉

- 障がいのある人が、障がいに対する誤解や偏見により、不利益な取扱いを受けることがあってはなりません。心や体に障がいがあっても、決して差別せず、子どもの個性や誇りを傷つけてはいけません。
- 障がいのある人もない人も等しく、基本的人権を有する人として、尊重されることが必要です。
- 主に、同条約第16条〔プライバシー・名誉の保護〕、第23条〔障がい児の権利〕に対応しています。

(自分の考えを表現する権利)

第6条 子どもが自分の考えを表現するために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の考えを自由に持ち、表現できること。
- (2) 年齢や発達段階に応じて、自分の意見が尊重されること。

【解説】

- 第6条は、自分の考えを表現する権利を、2つ掲げて、その権利の具体的な内容を定めています。
- 子どもが社会性を持ち自立していくためには、家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政などのあらゆる場面で、自分に関わりあることについて、意見を表明できることが大切です。
- その一方、子どもが意見を表明する権利は、不当な干渉を受けやすい権利ともいうことができます。子どもが意見表明を行うことは、勇気がいることであり、この権利の行使に当たっては、周囲の大人が十分に注意しなければなりません。

〈第1号関係〉

- 自分が思ったことや感じたことを、話したり、書いたり、描いたり、歌ったり、演じたりすることなどを通して、自由に表現し、伝え合うことが大切です。
- 自分の気持ちや考えを持つこと、自分の気持ちや考えを表現することが保障されることで、子どもは自信を持って毎日の生活を送ることができると思います。
- 主に、児童の権利に関する条約第12条〔意見表明権〕、第13条〔表現・情報の自由〕、第14条〔思想などの自由〕に対応しています。

〈第2号関係〉

- 子どもの意見は尊重されなければなりません。子どもが主張する意見のすべてが認められるわけではなく、年齢や発達段階によっては、子どもの最善の利益とは何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも考えられます。その際には、大人は、その理由を子どもに丁寧に説明する必要があります。
- 主に、同条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

(参加する権利)

第7条 子どもが自分に関わる場に主体的に参加するために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 年齢や発達段階にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加すること。
- (2) 仲間を作り、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な助言や支援が受けられること。

【解説】

- 第7条は、自分に関わる場について、主体的に参加するために保障される権利を、2つ掲げて、その権利の具体的な内容を定めています。

〈第1号関係〉

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政などにおいて、子どもはその年齢や発達段階にふさわしい活動の機会が得られることにより、社会に参加し、自主的にいろいろな役割を果たすことができます。
- 主に、児童の権利に関する条約第12条〔意見表明権〕、第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

〈第2号関係〉

- 既存のものに参加するだけでなく、子ども自らが仲間を作り、集まって企画し、活動できることが大切です。
- ここでいう「仲間」とは、子ども同士はもちろん、大人の仲間も含まれます。
- 例えば、スポーツ団体やボランティア団体、区・自治会、子ども会などの地域活動への積極的な参加の経験を通して、豊かに成長・発達することが期待されます。
- なお、この権利を行使する際にも、他の人の迷惑になるような行為があってはならず、公共の福祉、他の人の権利の尊重などの一定の制約のもと保障されている権利です。
- 主に、同条約第15条〔結社・集会の自由〕に対応しています。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、年齢や発達段階に応じて、次の役割を担うものとします。

- (1) 他の人の権利を認め、尊重するよう努めること。
- (2) まちの未来をつくっていく人として、豊かな人間性や社会性を身に付けるために、感動する心、感謝する心、思いやりの心を持つよう努めること。
- (3) いかなる場合も、暴力、いじめ、差別等により、他の子どもの心や体を傷つけないこと。
- (4) 他の子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりをしないよう努めること。

【解説】

- 子どもは、自分の権利を知り、その権利を大切にすることが必要です。自分の権利を知るとは、他の人もまた同じ権利を持っていることを知ることになります。
- 第8条では、子どもの役割について定めていますが、子どもの権利は、この条で定める役割を果たすことを条件に認められているものではないことに注意する必要があります。

〈第1号関係〉

- 子どもが権利を行使する際には、自分の権利が尊重されるのと同じように、他の人の権利を尊重することの大切さを学び、自覚する必要があるため、お互いの権利を尊重し合うことの重要性を示しています。

〈第2号関係〉

- これから、まちの未来をつくっていく子どもは、豊かな人間性などを身に付けるため、豊かな心を持ってもらうことが大切です。今後の子どもの人格形成に向けて、特に重要な3つの心として、「感動する心」、「感謝する心」、「思いやりの心」を挙げています。
- 人は何でもないことに感動できる感受性を持っています。豊かな体験を積み、自ら感受性を高めることで「感動する心」を養うことも大切です。
- これらの心を持つことは、自分の権利や他の人の権利を理解することにも繋がります。

〈第3号関係〉

- 子どもに深い傷を与える重大な権利の侵害である暴力やいじめ、差別などから精神的にも肉体的にも守られなければなりません。子どもの成長に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、大人からの暴力などだけでなく、子ども同士においても、他の子どもの心や体を傷つけてはなりません。
- 「差別」には、子ども自身やその家族の国籍、民族、人種、性別、宗教、障がい、貧富の差などを理由としたものも含まれます。

〈第4号関係〉

- 虐待やいじめ、差別など、第4条から第7条までの子どもの権利が侵害されているときは、勇気を持って知らないふりや見ないふりをしないよう努め、適切な人に相談することが大切です。

### 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

#### (大人の共通の責務)

第9条 大人は、子どもが地域社会の大切な一員であることを認識しなければなりません。

2 大人は、子どもが安全で安心して健やかに育つことができ、子どもの成長を温かく見守る地域社会となるよう努めなければなりません。

3 大人は、いかなる場合も、虐待、暴力、体罰、いじめ、犯罪や差別（以下「虐待等」といいます。）により、子どもの心や体を傷つけてはなりません。

4 大人は、子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりをしてはなりません。

#### 【解説】

- 大人は、第3条で定める基本理念に基づき、第2章で定める子どもの権利を大人自身が理解し、率先して保障することが必要です。
- 見出しで「大人の共通の責務」としているのは、大人は、条例第2条第3号で「地域住民のうち、子ども以外の人」をいい、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者などの大人を含んでいることから、「共通」という文言を使用しています。

#### 〈第1・2項関係〉

- 大人は、子どもが地域社会の大切な一員であることを認識し、子どもの成長を温かく見守る地域社会とすることが必要です。

#### 〈第3項関係〉

- 大人は、虐待や暴力、体罰、いじめ、犯罪、差別により子どもに危害を加えないことはもとより、それらから子どもを守る行動をとらなければなりません。
- 「差別」には、子ども自身やその家族の国籍、民族、人種、性別、宗教、障がい、貧富の差などを理由としたものも含まれます。

#### 〈第4項関係〉

- 第2章で定める子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりや見ないふりをしないようにするとともに、その関係者へ助言することも必要です。また、第14条第1項の規定により、町長に対し、相談を申し出たり、権利の侵害からの救済を求めることができます。
- 特に子どもの人権を著しく侵害する虐待等については、第15条第2項の規定により、町又は関係機関（児童相談所や主任児童委員、民生児童委員、人権擁護委員、警察など）に通報することが必要です。

(保護者の責務)

- 第10条 保護者は、子どもを愛情をもって心身ともに健やかに育むとともに、子どもにとって何が一番大切かを考え、子どもの年齢や発達段階に応じて、適切に子どもを援助し、指導しなければなりません。
- 2 保護者は、子どもが健全な生活習慣や地域社会の一員として社会のルールを身に付けることができるよう、子どもを育てなければなりません。
- 3 保護者は、子どもに対し、第2章に定める子どもの権利や役割を理解させるよう努めなければなりません。

【解説】

- 保護者は、その養育する子どもの発達や成長に家庭が果たす役割を理解するとともに、子どもの権利を守るべき第一義的な責任者であることを自覚することが必要です。

〈第1項関係〉

- 子どもを愛情をもって育んだり、子どもにとって何が一番大切かを考え、子どもの年齢や発達段階に応じた援助や指導することは、子どもがよりよく成長するための保護者の重要な責務です。
- 「子どもの年齢や発達段階」には、発達の度合い、発達障がい、心や体の障がいなども含まれています。

〈第2項関係〉

- 子どもにとって保護者は、子どもが規範意識を身に付けるための最も身近で頼りとする存在です。子どもが社会のルールを身に付け、他の人の権利を侵害しないようにすることは、保護者の重要な責務です。

〈第3項関係〉

- 第2章に定める子どもの権利や役割について、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、その権利や役割を理解させるよう努めることも必要です。

(育ち学ぶ施設の関係者の責務)

第11条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの年齢や発達段階に応じて、確かな学力を高め、豊かな心や健やかな体を育み、これからの社会で求められる人間性や社会性を身に付けることができるよう、子どもを導かなければなりません。

【解説】

- 育ち学ぶ施設は、家庭以外で子どもが多く時間を過ごす場所であり、集団の中で人間性や社会性を学ぶ場所でもあります。
- 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが健やかに成長する上で重要な役割を担っています。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、従業員が家庭で子どもを健やかに育てることができるよう、子育てしやすい職場環境に配慮しなければなりません。

2 事業者は、町が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めなければなりません。

【解説】

〈第1項関係〉

- 男女共同参画の理念に基づいた就業環境づくりにおいては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）ができる職場環境が求められています。
- 特に、子育て家庭においては、「仕事と子育ての両立」が求められるところであり、事業者に対して、子どもを健やかに育てるための配慮を求めています。

〈第2項関係〉

- 東郷町自治基本条例第7条第2項において、事業者は、地域社会を構成する一員として、地域への貢献と東郷町のまちづくりに寄与することが求められていることから、町が実施する子どもに関する施策についても協力するよう努める必要があります。

(町の責務)

第13条 町は、子どもの権利を守るために、地域住民と協働し、必要な施策を実施しなければなりません。

2 町は、子ども、大人、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割や責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

【解説】

〈第1項関係〉

- 町は、子どもの権利を守るために、地域住民と協働し、子どもが健やかに成長することができるまちの実現のための施策を実施しなければなりません。
- 「協働」とは、町と地域住民がそれぞれの特性や役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、対等な立場で相互に連携し、協力することをいいます。

〈第2項関係〉

- 地域社会全体で子どもの権利を保障する観点から、町は、関係者と連携・協力しながら、それぞれ主体が、その役割や責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

## 第4章 子どもが健やかに成長することのできるまちづくり

(子どもの権利の侵害からの救済)

第14条 子ども又はその関係者は、子どもの権利の侵害について、町長に対し、相談を申し出ることや権利の侵害からの救済を求めることができます。

2 町長は、子どもの権利が侵害されていると認めるときは、関係機関と連携して、権利の回復のための必要な措置を行います。

### 【解説】

〈第1項関係〉

- 子ども権利の侵害については、相談を申し出たり、救済を求めることができるようになる必要があります。
- 「その関係者」とは、子どもの保護者や地域の大人、育ち学ぶ施設の関係者、友達などをいいます。

〈第2項関係〉

- 町長は、適切に相談を受ける体制を整え、必要に応じて関係機関と連携し、権利回復のために必要な聞き取りや調査・調整の上、制度の改善や是正の要請などの措置を講じることとします。
- 「関係機関」とは、児童相談所、主任児童委員、民生児童委員、人権擁護委員、警察などをいいます。

(虐待等に対する取組)

第15条 町は、関係機関と連携して、子どもへの虐待等の予防及び早期発見に取り組めます。

2 地域住民は、虐待等を受けていると思われる子どもを発見したときは、速やかに町又は関係機関に通報しなければなりません。

【解説】

〈第1・2項関係〉

- 「虐待等」とは、第9条第3項で定義した「虐待、暴力、体罰、いじめ、犯罪や差別」をいいます。
- これらの行為は、子どもの人権を著しく侵害するものであり、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。
- 町は、関係機関と連携して、虐待等の予防や早期発見・早期対応に取り組むとともに、被害にあった子どもについては、適切な支援を行う必要があります。
- 「関係機関」とは、児童相談所、主任児童委員、民生児童委員、人権擁護委員、警察などをいいます。

【参考：児童虐待の防止等に関する法律】

- 児童虐待が著しい人権侵害であり、児童の心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、平成12年に制定されました。
- 同法第2条では、児童虐待として、保護者による4つの行為（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト（養育の怠慢・拒否など））を規定しています。
- また、同法第6条では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所などに通告しなければならないことが定められています。

(子育て家庭への支援)

第16条 町は、子育てをしている家庭に対し、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行います。

2 町は、子育てをしている家庭に対し、保護者が仕事と子育てを両立することができるよう、必要な支援を行います。

3 町は、特別な支援が必要な子ども及びその家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、必要な支援を行います。

【解説】

〈第1項関係〉

- 子育て家庭の支援には、それぞれの家庭に合ったきめ細やかな対応が必要となります。特に、子育て不安への対応などの精神面の支援は重要であり、気軽に相談できる体制の整備や子ども医療費の助成など、必要な支援を行っていきます。

〈第2項関係〉

- 仕事と子育てを両立させようとしている保護者については、勤務中の子どもの居場所が大きな課題です。
- 仕事と子育ての両立については、第12条において、事業者に対し子育てしやすい職場環境への配慮を求めています。町としても子育て家庭に対し必要な支援を行っていきます。
- 町は、保育所での延長保育や放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センターなど、安心して子育てできる環境の整備に努めていきます。
- なお、私立幼稚園によっては、正規の教育時間終了後も引き続き在園児を預かる「預かり保育」の実施により安心して子育てできる環境の整備に努めています。

〈第3項関係〉

- また、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、外国籍の子ども、過去に虐待や暴力、いじめ、犯罪、差別などの被害を受けた子ども、ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>\*</sup>による被害を受けた家庭の子どもなど、特別な支援が必要な子どもやその家庭に対しても、必要な支援を行います。

※ドメスティック・バイオレンス(DV)

- 配偶者、恋人など親密な関係にある男女間で起こる暴力をいいます。
- 具体的には、殴る、蹴るなどの身体的暴力、人を傷つける言葉や態度による精神的暴力、相手を経済的に困難な状況に追い込む経済的暴力、望まない性行為の強要などの性的暴力、社会活動を制限する社会的暴力があります。
- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうドメスティック・バイオレンスは、子どもへの心理的虐待に含まれます。

(子どもの安全安心を守る取組)

第17条 町は、地域住民と協力して、子どもが有害な環境や犯罪等の被害から守られるよう、必要な取組を行います。

2 町は、子どもが安全で安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備や必要な取組を行います。

【解説】

〈第1項関係〉

- 子どもにとって有害図書や薬物などの有害な環境や犯罪、災害、交通事故などに子どもが巻き込まれたり、接したりすることがないように、町はもとより、地域住民と協力・連携して子どもを守ります。
- 近年、地域単位で子どもを見守る活動が盛んになっていますが、この条例の制定を契機に、一層その取組を活発にすることが求められます。

〈第2項関係〉

- そのために町は、子どもたちを犯罪や災害、交通事故などから守り、子どもが安全で安心して暮らすことができるよう、公共施設やその設備・備品の整備、また、子どもの安全安心を守るための必要な取組を行います。

(子どものための居場所づくり)

第18条 町は、子どもが気軽に集い、過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

2 町は、子どもが仲間や地域住民と一緒に豊かな体験をすることのできる場や機会の確保に努めます。

【解説】

〈第1項関係〉

- 子どもの居場所とは、子どもたちが単に身を置くところというのではなく、子どもがありのままの自分を表現し、それが周りに認められ、自分の存在価値を実感できる場です。

〈第2項関係〉

- 町は、子どもの豊かな感性や情操を育てる観点から、施設整備のみならず、自然や異世代とのふれあいや交流の場や機会を確保していきます。
- ここでいう「仲間」とは、第7条と同様に、子ども同士はもちろん、大人の仲間も含まれます。

(子どもの意見表明の促進)

第19条 町は、子どもに関する施策の実施に当たっては、子どもが意見を表明する機会の確保に努めます。

【解説】

- 本町における「まちづくりのルール」を定めた東郷町自治基本条例の第5条では、「子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。」と規定しています。この条では、子どものまちづくりへの参画の権利について、子どもたちが意見を表明する機会の確保に努めるという、より積極的な内容を示しています。
- 町は、子どもに関する施策を計画したり、実施する際には、子どもが自分の意見を発表したり、その検討の場に参加したりしやすい環境や機会を充実させます。
- 「施策の実施」とは、施策の実行段階だけではなく、施策の計画段階から事業終了までの一連の流れをいいます。
- 子どもたちの自主的、主体的な活動を促進するためには、子どもの気持ちや考えを聴き、まずは受け止めることが重要です。

(子どもの権利を考える月間)

第20条 町は、この条例を多くの人に知ってもらうため、11月を東郷町子どもの権利を考える月間と定め、啓発活動や必要な取組を行います。

【解説】

- 町は、この条例を多くの人に周知するために、毎年11月を「東郷町子どもの権利を考える月間」と定めて、町のイベントなどを活用して積極的に啓発活動や事業を実施していきます。
- また、厚生労働省は毎年11月を「児童虐待防止推進月間」に定めており、同月間において、児童虐待のない社会を築くための運動「オレンジリボン運動」が展開されているため、この運動の周知啓発も併せて行っていきます。

(施策の検証及び見直し)

第21条 町は、子どもの権利に関する施策の実施状況を検証するとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行います。

【解説】

- 町は、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、子どもの権利に関する施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 第5章 雑則

---

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めます。

【解説】

- この条例に定めのない事項は、町長が別に定めることとしています。